

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目30番10号

氏名 日本衛生株式会社  
代表取締役 澤谷 美佐子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和5年11月12日

許可の有効年月日 令和10年11月11日

# 複製禁止

### 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
  - ① 感染性産業廃棄物
  - ② 特定有害産業廃棄物
    - ア 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）
- (3) 積替え保管できる特別産業廃棄物の種類
  - ① 感染性産業廃棄物（廃液に限る。）

### 2 積替え保管施設

施設の所在地：東京都足立区入谷九丁目7番6号  
施設面積：1072㎡ 最大保管高さ：1.67m

特別管理産業廃棄物の種類	保管量
感染性産業廃棄物 (廃液に限る。)	プラスチック容器 54個 : 1.08㎡
	保管量合計 1.08㎡

### 3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

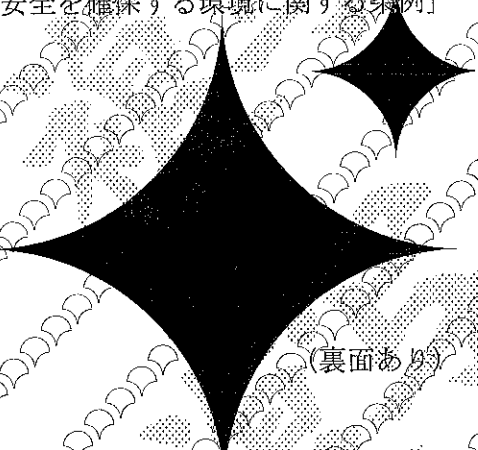
### 4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 11月 12日 新規許可  
令和 5年 11月 12日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



産廃エキスパート

都認定番号: 6-22-B0059S  
(認定は感染性産業廃棄物)



(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	ガドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	ポリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・三ジクロロエタン	一・二・三ジクロロエチレン	一・二・三ジクロロプロペン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン	一・二・三トリクロロエタン
燃え殻				○	○		○	○																				○
汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銹さい		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

複製禁止

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)